

協議第 9 号

住民説明会について

住民説明会の資料（案）について、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 6 月 2 6 日 提出

海部西部 4 町村任意合併協議会  
会 長 井 桁 諭

# 市町村合併住民説明会 資料

最近、テレビや新聞で話題になることが多い「市町村合併」。既に皆さんも新聞報道などでご存知のとおり、私たちの住んでいる地域「海部西部4町村」でも、住民にとってよりよい選択ができるよう多角的に検討が進められています。

今回は第1回の説明会として、現在までの経緯や合併に係る基本的な考え方を説明させていただき、皆さん自身が自分の町村や地域の将来を検討するきっかけとしていただければ幸いです。



## 市町村合併とは

市町村合併とは、いくつかの市町村が一緒になって、より大きな市町村になることです。合併の方法には「新設合併（対等合併）」と「編入合併（吸収合併）」がありますが、合併のメリットと必要性を考えてみますと

国・地方とも厳しい財政状況の中、より効果的かつ効率的な行政の展開が求められている

地方分権の推進が実行の段階に入り、地域のことは地域でできる体制と能力がもたれている

本格的な少子高齢化を迎えつつある今、より規模の大きい行政区域と広域連携（高齢者対策などにおける）が求められている

車社会の成熟による日常生活圏（仕事・買物など）の拡大から考えると、現在の枠組みでは狭くなっている

などが考えられます。

以下、一般に言われている必要性を海部西部4町村（以下「4町村」という。）に照らし合わせ考察していきたいと思います。

## 財政状況からの考察



### 4町村の財政状況

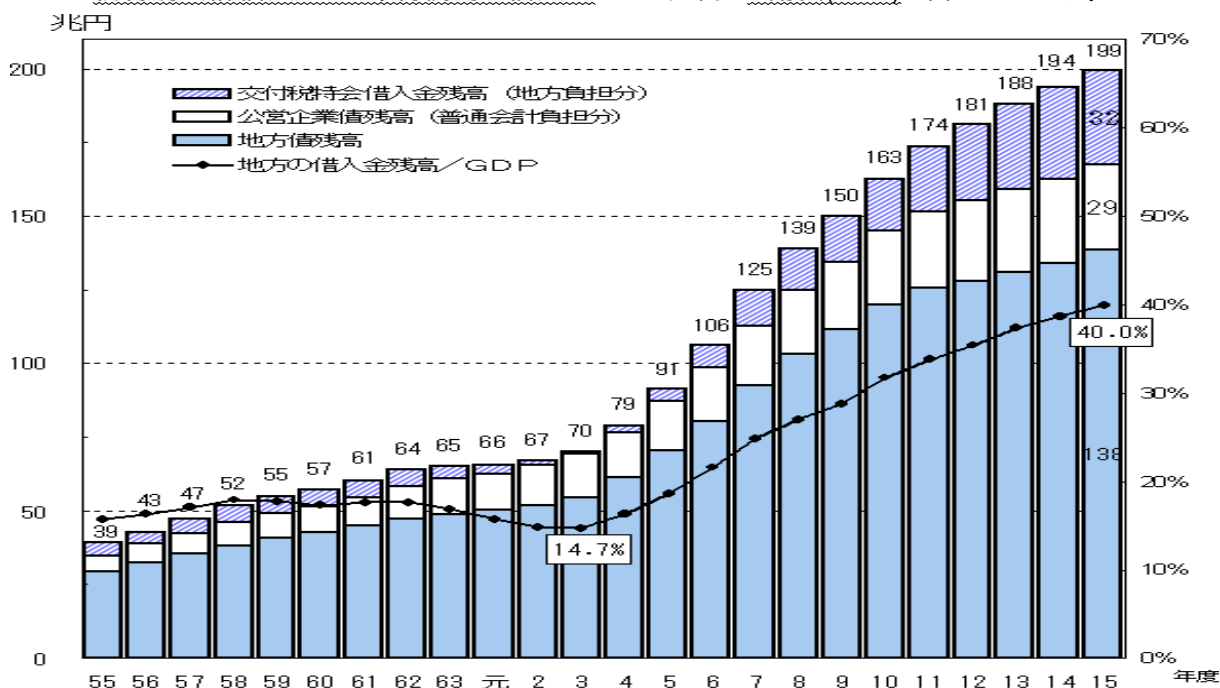
4町村の財政のうち、収入を見ると、住民の皆さんや町村内の法人等から収めている地方税（町村民税・固定資産税等）のほか、地方交付税や国庫支出金・県支出金などの国・県からのお金や、地方債の発行という形で借金をすることで成り立っていることがわかります。平成13年度の場合、4町村を合計した普通会計決算ベースで全収入の31.5%（佐屋町37.1%、立田村23.8%、八開村15.6%、佐織町34.9%）が税金による収入ですが、この地方税収入は景気の低迷などの影響を受けて、

今後大幅な伸びは期待できないばかりか下がる可能性が大きいといえます。また、国・地方を通じた財政状況の悪化によりこうした状況の中では、より効果的なお金の使い方をしていかななくてはなりません。

### 地方財政の借入金残高の推移

地方財政の借入金残高は、平成 15 年度末で 199 兆円と見込まれています。近年地方税収入等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度からみると 2.8 倍、129 兆円の増となっています。

この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金 は 70 兆円と 5 割強(54%)を占めています。



## 今後の財政見通し

これまでの4町村の財政は、その多くの部分を国や県からのお金に依存をしてきましたが、国も未曾有の財政危機の中で地方自治体へのお金の流れの見直しを進めています。4町村の財政も、税収増が見込めない中で、今後ますます厳しい状況に置かれることが予想されます。

## 財政効率化の方法として

財政の効率化を図るためには、主に次の二つの方法が考えられます。

- ひとつの町村の中で事業の見直しなどによって支出を減らす方法
- 合併をして重複する事務を整理することで削減をする方法

これ以上ひとつの町村だけでは事業を切り詰めていくことが難しいような場合、合併してそれぞれの町村の総務・企画などの管理部門を一本化することで財政の効率化を図っていくことを検討していく必要があります。



## 国・県による財政支援

法律では、平成17年3月末までに合併した町村は、新しいまちづくりのために国や県から多額の支援を受けられることになっています。(10ページ参照)

## 市町村合併と地方分権

### 地方分権

地方自治について定めている法律に、地方自治法という法律があります。最近の改正で見直されたのが「地方分権」、つまり国・県と市町村の関係や役割分担の改革です。

いま、私たちの4町村も含めて、地方自治は、大きな改革の波の中にあるのです。

### 国・県と市町村の関係と役割分担

これまで、国・県と市町村とは、上下・主従の関係にあるといわれてきました。今回の改正で、その関係が見直され、対等・協力の関係へと改められたのです。関係を見直すだけではなく、役割分担も見直された結果、これまで国・県が持っていた仕事のうち、地域の人々の暮らしに密接な関係があるような仕事については、市町村に移されることになりました。

### 自治体間競争の時代

国・県の指示によることなく自分たちで考えるということは、それぞれの市町村の間で差がつきやすいということでもあります。市町村行政は、横並びではなく、常に他の市町村との比較にさらされるという競争時代に突入したわけです。けれども、そもそも市町村でやれる仕事が少ないのでは、そうした競争もあまり意味がないでしょう。実際、国・県がやってきた仕事が市町村に移されたといっても、一律にすべての市町村に同じように移されたわけではありません。人口規模などによって移された仕事量は異なります。小さな規模の町村では、重要な仕事の権限を与えられていないのです。

### 競争と市町村合併

そこで、競争に打ち勝つために、こなせる仕事量を増やせるよう人口規模を拡大することと、その仕事を的確にこなせるような職員の能力の向上が課題になります。こうした規模の拡大と職員の能力向上のために、市町村合併がひとつの有効な策となるわけです。



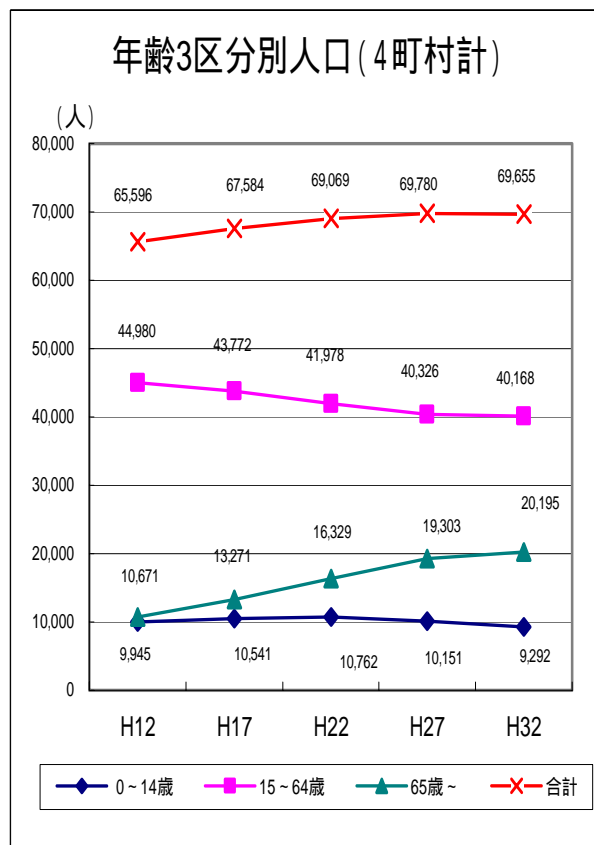
## 少子高齢化と社会構造の変化



### 少子高齢化

全国的に、新しく生まれてくる子供の数が減り、社会全体に占める若い世代の比率が減って、高齢者の割合が増えるという、「少子高齢化」と呼ばれる現象が進んできています。これから、4町村においても、全国の動向と同様、この少子高齢化が着実に進んでいきます。

少子高齢化が進むということは、社会における働き手の世代が減るということを意味します。働き手の減少は、当然、税収の減少にも結びついてきます。こうした状況の中で、いかにして地域の活力を維持・増進させていくことができるか、そしていかにして、誰もが安心して暮らせる社会を築いていくことができるかが、地域の新しい課題となってきました。



### 経済のグローバル化

地域の産業を取り巻く環境も急激に変化してきています。いわゆる「経済のグローバル化」といわれる国際的な市場統合の流れの中で、地域の産業も外国から大量に流入してくる安価な製品との国際競争にさらされるなどの影響を受けています。こうした状況の中で、どうすれば地域の雇用を守っていくことができるかということも地域の新たな課題といえます。

### 行政需要の多様化と役場の体制

個人の価値の多様化をはじめ、時代の変化とともに役場に対する住民の皆様からの要望・要請も、年々多様化する方向にあります。地域の新たな課題に的確に対応し住民の皆様からの要望に真摯にお応えしていくためには役場の体制を見直して、これまで以上に効率的な行財政運営をしていく必要があります。

こうした体制整備の一つの方法として、市町村合併があげられます。たとえば、少

子高齢化が進行していく中で、今まで以上に福祉行政の重要性は高まってきています。しかし、町村には福祉事務所がないために、県の福祉事務所に福祉行政の多くの部分を依存している状況にあり、町村独自の福祉施策の展開には限界があります。しかし、他の町村と合併して市になれば、その市独自で福祉事務所を持てるわけですから、よりきめ細かい福祉行政を行っていきける可能性も広がります。このように町村より市の方が、独自の行政権限が増えるために、地域の実情に応じて、高度で多様な行政サービスが提供できるなるわけです。

## 自分たちの地域と思える範囲とは

### 日常生活圏

4 町村の現在の状況は以下のようになっています。

**現在の佐屋町は**、昭和30年4月1日、旧佐屋村と旧市江村北部が合併し町制を施行し昭和31年4月には旧永和村南部と合併し現在に至っています。町制施行当時は海部穀倉地帯の中核をなす純農村でしたが、大都市近郊という地の利と高度成長の都市化の波によって、工場の進出や商業の発展が進みました。また、昭和40年代には、住宅団地の誘致が行われ、人口は急増しベッドタウン化も進行しました。

**現在の立田村は**、その基礎となった立田輪中が江戸初期（1624年）に築堤され、その後明治39年に立和村外4村が合併して今日の立田村が誕生しました。古くは、生活は船に依存する以外に方法はなく、多くの渡船場が存在していましたが、時代が進むにつれて、橋りょうの架橋も行われ、広域交通体系の整備とも相まって、大都市近郊という地の利を生かし、生鮮野菜の供給基地として重要な役割を担っています。

**現在の八開村は**、明治39年7月1日に開治村と八輪村及び六ッ和村の一部が合併して八開村となり、村政が施行されました。この地域は、明治以来の治水事業や昭和42年以降の土地改良事業により、水に恵まれた緑の水郷地域として発展してきました。

大都市近郊という有利な立地条件に加え、橋りょうの架橋も行われ、近年の広域交通体系の整備とも相まって更なる発展が期待されています。

**現在の佐織町は**、明治39年、諸古村、藤浪村、勝幡村、草場村、川淵村が合併して佐織村になり、昭和14年に町制施行されました。農業の副業として織られてきた綿織物の佐織縞に端を発して発達した織物産業は、町を代表する業種となりましたが、近年、近代化や効率化、ハイテク化など高度環境整備に迫られてきています。一方、名古屋市の通勤圏内にあるため、宅地化が進行し市街地が形成され、都市機能を有する町へ生まれ変わろうとしています。

上記のように各町村が発展をしながら今日に至るまでの間に、いうまでもなく日本の社会は大きく変わってきました。今の4町村の区域ができたころは、まだ自動車は

珍しい存在で、主な移動手段は自転車でしたが、今では自動車が普及し、一家に二台三台といった家庭も珍しくありません。これに伴い私たちの行動範囲も拡大し、自転車で移動していたころは、せいぜい1時間に移動できる距離は、片道15～20キロ程度であったものが、今日では、片道40～50キロの行動範囲で移動される方も、珍しくなくなりました。かつては、一町村の範囲の中で、生活が完結していましたが、今日では私たちの日常生活は、一町村の範囲をはるかに越えて拡大しているわけです。

## 声の反映

一般に、人口規模の大きい自治体では直接請求などが成り立ちにくく、また、人口あたりの議員数も少ないため、住民の声は反映させにくいとされています。しかし、本当にそうなのでしょうか。人口規模の大きな自治体では、多くの場合、総合支所行政といった形で都市内分権を実現し、ある程度のことは本庁ではなく、それぞれの地区で決めるということが制度化されています。

合併で懸念される問題とその対応は！？



## 役場が遠くなって不便になる？

確かに町村が周辺の市や町村と合併する場合、新しくできる自治体の役場は、皆さんのお宅からみて、現在の役場よりも遠いところになってしまうかもしれません。役場が遠いところになってしまうと、どんな点が不便だと感じられるでしょうか。日頃どんな場合に、役場に用事があるのかを考えてみましょう。

### ・現在の役場が充実した総合支所として活用されます。

戸籍や住民票・印鑑などの関係の諸証明、あるいは保険や年金関係の手続。多くの皆さんにとって、役場を利用するのは、通常、このような場合が多いのではないのでしょうか。こうした用事が遠くまで行かないとできなくなるとすれば、それは不便です。でも、現在の町村役場の建物が、合併後の新しい市役所の出先機関として活用され、ここで、戸籍などの諸証明、あるいは保険など現在本庁で行われているほとんどの窓口事務や手続が、現在と同様に行えるようになっていれば、こうした懸念は克服できるのではないのでしょうか。

### ・IT技術の活用による行政窓口の拡大

今後はIT技術の進展で郵便局やコンビニエンスストアで、さらには自宅に居ながらにして、戸籍や住民票・印鑑などの証明の発行が受けられるようになるともいわれています。そうなれば役場の遠近は、全く問題はなくなってくることでしょう。

## 周辺部がさびれてしまう ？

確かに合併の組み合わせによっては、新しい市の端に位置するかもしれません。しかし、端の方に位置しているからさびれてしまうと判断するのは、必ずしも適切ではありません。道路や自然など地域の特色を生かした地域づくりをしていけば、むしろこれからは、そういった地域こそが活性化していくと思われれます。

たとえば周辺地域の交通のインフラ整備が、財政基盤や権限の強化によってより大胆に進められるようになることで、周辺地域がより活性化することになります。

### ・ **地域振興に必要な施策を新市建設計画へ反映**

新市が将来どのような方向へ進むべきかを明らかにした新市建設計画に、それぞれの地域の実情に応じた施策を盛り込むことが出来ます。

### ・ **現在の町村単位で地域審議会を設置することが出来ます。**

合併前の区域の立場に立って、その地域のきめ細かな意見を反映するための意向表明の方法として、合併関係市町村の区域を単位として地域審議会を設置する制度も設けられています。地域審議会では、合併市の長の諮問を受け、合併市の長に対し、必要に応じて意見を述べる事ができます。

## 住民の声が届かない ？

議会議員一人当たりの住民の数は増えるため、議会制民主主義を補完していく仕組みは合併の前以上に必要になります。その補完方法の一つとして上記に掲げた地域審議会制度がありますが、それ以外にも次のことが考えられます。

### ・ **合併を契機に広報広聴の制度の見直しも考えられます。**

市町村の規模の大小にかかわらず、住民懇談会・行政モニター・意見箱(市長への手紙)・アンケートなど住民の声を行政に反映するためのこうした施策は、市町村にとって必要不可欠な仕事です。また、最近では、行政主導の施策の展開から、住民と行政が共同して様々な施策に取り組むといった住民参加型の行政運営が求められていることもあり、情報公開とともに、広報・広聴はますます重要性を増していくものと考えます。

更に、インターネットや電子メールなどの普及から、今まで以上に「住民の声」も様々な手段によって行政に届けられるようになってきています。

### ・ **総合支所の開設**

合併前の町村役場は、合併した後も新しい市の支所として利活用することが考えられます。

## 歴史・文化・伝統が失われる ？

合併して大きな自治体の一部になると、これまで伝えられてきた各町村の歴史や文化・伝統などのよい部分が消えてなくなってしまうのでしょうか。合併したからとい

って、急にお住まいの皆さんの顔ぶれが変わってしまう訳ではありませんし、**住居表示では協議によって現在の町村名を新市の町・字名として使用できます。**

地域の歴史や文化・伝統は、行政の手だけによって守られてきたものではなく、地域住民の皆さんの手によって大切に守られてきたものであり、これまで地域の歴史や文化・伝統を守ってきた皆さんが、急に守ることをやめてしまったりしない限り失われてしまうことはないと考えます。

## サービス水準が低下し負担が重くなることはないか？

すでに述べてきましたように、今後少子高齢化が進んでいく中で、今までのような財政運営を続けていくことは、非常に困難になってきています。つまり、合併しない場合には、今後、町村の行財政改革に真剣に取り組んでも、サービス水準を下げ住民の負担を重くしていくという事態が生じる可能性が高いといわざるを得ません。



- ・ **合併により事務処理の効率化や経費の削減が進めば、負担を増やさなくてもサービス水準を維持できる可能性が大きくなります。**

合併することで、これまでそれぞれの市町村で重複してやっていたような業務の無駄を省いていくことで効率化を図っていけば、浮いた財源は収入減を補うとともにサービスにまわすことが可能になり、合併しないままでいるよりも、サービスの質の低下や住民の負担増は、少なくすむと思われます。また、特定の町村だけで実施しているサービスが全域に適用されれば、受けられるサービスが広がることも考えられます。

(最近の合併の事例では、事務処理方法の効率化等によって財政的に可能な限り、サービスの水準は高い方に、負担は低い方に調整されるのが一般的です。)

- ・ **サービス水準や住民負担は法定合併協議会で協議されます。**

合併後のサービスや負担の水準をどうしていくかは、法定の合併協議会が設置されれば、その場でオープンに論議されることになります。

不安な部分もあるでしょうが、憶測やデマの類に流されることなく、**合併協議会でどのような結論が出されるのかを見た上で、示された「サービスや負担」の内容が、合併のデメリットとして指摘できるかどうか、判断をすべきではないのでしょうか。**





## 合併による削減効果や国・県の財政支援

### 1. 合併の確実な効果はスケールメリット (現段階での予想値であり確定値ではありません。)

総務・管理部門は組織の一本化により大幅な削減が出来ます。

総務・管理部門の削減の一方で、新市として新たに加わる業務(福祉事務所関係)や、他の事務事業に職員の重点配置を行い、新たな行政需要に的確に対応することが可能になります。

類団定員モデルとの比較(a - b - c): 削減可能職員数 12人

a. 4町村重複部門削減可能職員数・・・102人

b. 市としての業務充実に伴う職員増・・・66人

c. 市としての業務増に伴う職員増・・・24人

議会部門も一本化により大幅な削減が出来ます。

現在、各町村に設置されている議会事務局は1箇所に統合され、人件費も含め、年間約1億5千万円の経費が削減されます。

4町村の議会費の合計(H13年度普通会計決算)	-	H13類団 都市 -2 議会費 = 149,958 千円
403,029 千円		253,071 千円

特別職、議会議員は合併時に基本的には失職するため、大幅に削減されます。

町村長等(四役)・・・12人の削減(現在の特別職16人)

議会議員(定数を法定定数の30人とした場合)・・・28人の削減(現在の議員数58人)

・ 4役の人件費・・・年間約1.7億円の削減

・ 議会議員の人件費・・・年間約1.0億円の削減(定数を法定定数の30人とした場合)

あわせて、2.7億円の経費が削減されます。(いずれも平成13年類団 都市 -2の数値に比較)

一般職員は、全て新市に引き継がれることとなりますが、退職する職員数に対する採用職員数の割合の調整により5年～10年後には調整が完了し、本来のあるべき職員数になると予想されます。

## 2. 手厚い合併の財政支援制度 (今後、制度改正等も予想され確定値ではありません。)

### 合併特例債

事業費 291.4 億円

(地方債 276.8 億円、交付税算入額 193.8 億円) 2/3 補助に相当

### 合併振興基金

基金額 28.4 億円

(地方債 27.0 億円、交付税算入額 18.9 億円) 2/3 補助に相当

### 合併補助金・交付金

・国庫補助金 5.0 億円

(合併準備補助金 0.2 億円及び合併市町村補助金 4.8 億円)

・県交付金 7.0 億円

### 合併経費に対する交付税支援

・普通交付税額 6.4 億円

・特別交付税額 8.1 億円

### 地方交付税の特例措置

10 年間は合併前の市町村単位で算出した合計額とし、11 年～15 年目は段階的に合併後の算出基準に移行します。

その算定替による差額は 15 年間で 約 262 億円となります。

(1 年～10 年目は 1 年間当たり 約 21 億円)

## 3. 優先的に実施される国・県の事業

合併市町村には、国や県の事業が優先的に実施されるとともに、国・県の補助金も優先採択・優先配分されることになっています。



## 参考 最近の合併事例

平成 7 年 9 月 1 日	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入
平成 7 年 9 月 1 日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成 11 年 4 月 1 日	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設
平成 13 年 1 月 1 日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入
平成 13 年 1 月 21 日	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成 13 年 4 月 1 日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
平成 13 年 5 月 1 日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成 13 年 11 月 15 日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
平成 14 年 4 月 1 日	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
	久米島町	仲里村、具志川村	新設
平成 14 年 11 月 1 日	つくば市	つくば市、荳崎町	編入
平成 15 年 2 月 3 日	福山市	福山市、内海町、新市町	編入
平成 15 年 3 月 1 日	南部町	南部町、富沢町	新設
	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入
平成 15 年 4 月 1 日	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	新設
	神流町	万場町、中里村	新設
	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	新設
	山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設
	静岡市	静岡市、清水市	新設
	呉市	呉市、下蒲刈町	編入
	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町	新設
	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設
	新居浜市	新居浜市、別子山村	編入
	宗像市	宗像市、玄海町	新設
平成 15 年 4 月 21 日	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	新設
	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
平成 15 年 5 月 1 日	瑞穂市	穂積町、巢南町	新設

(1) 議員及び職員の状況

項目 年度	議員数(条例定数)					C/A	職員数										C/B	H14年3月 末住基人 口 C
	H9	H10	H11	H12	H13 A		H9		H10		H11		H12		H13			
市町村							うち普通会 計	うち普通会 計	うち普通会 計	うち普通会 計	うち普通会 計	うち普通会 計	うち普通会 計 B					
佐屋町	18	18	18	18	18	1,688	222	216	222	216	221	215	212	206	211	195	156	30,387
立田村	14	14	14	14	14	603	80	75	79	74	80	76	80	78	77	75	113	8,446
八開村	12	12	12	12	12	424	68	52	75	57	75	58	76	60	80	73	70	5,090
佐織町	18	18	18	18	18	1,276	154	146	155	146	156	147	148	139	146	134	171	22,973
計	62	62	62	62	62	1,079	524	489	531	493	532	496	516	483	514	477	140	66,896

・ 4月1日現在とする。

・ 立田村及び佐織町の議員数については、平成15年の一般選挙からそれぞれ12人及び16人となる。

( 2 ) 財政状況

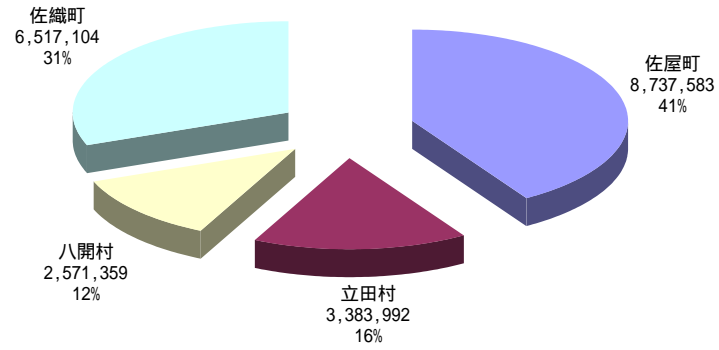
ア 一般会計決算

( 単位：千円 )

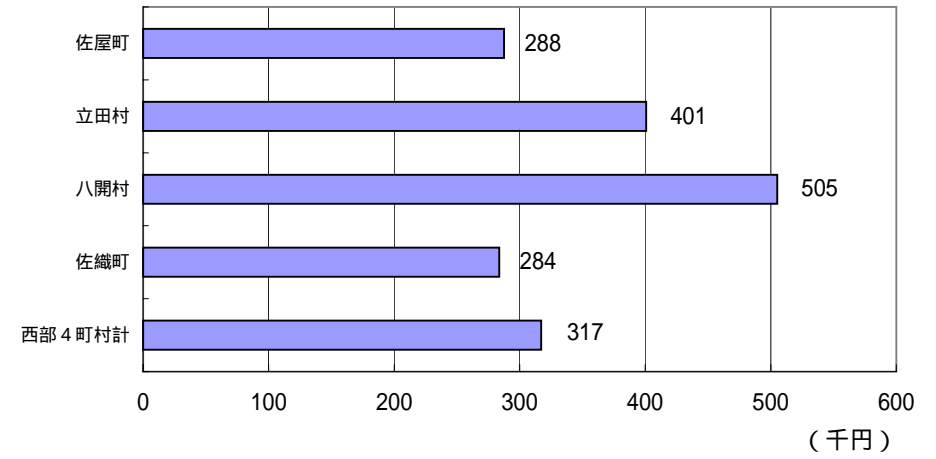
年度	歳入総額					歳出総額					歳入歳出差引残高				
	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
市町村															
佐屋町	7,962,269	8,446,250	9,038,251	8,843,794	9,397,350	7,572,553	7,976,035	8,391,106	8,067,870	8,548,962	389,716	470,215	647,145	775,924	848,388
立田村	3,180,377	3,409,833	3,212,177	3,540,994	3,576,579	3,069,592	3,288,485	2,999,636	3,265,945	3,300,925	110,785	121,348	212,541	275,049	275,654
八開村	2,172,903	2,273,371	2,393,790	3,165,220	2,851,511	2,038,068	2,145,408	2,182,938	2,902,372	2,651,430	134,835	127,963	210,852	262,848	200,081
佐織町	7,134,917	6,337,918	6,646,592	6,221,814	6,244,280	6,747,645	6,075,371	6,351,167	5,982,417	6,159,695	387,272	262,547	295,425	239,397	84,585
西部4町村計	20,450,466	20,467,372	21,290,810	21,771,822	22,069,720	19,427,858	19,485,299	19,924,847	20,218,604	20,661,012	1,022,608	982,073	1,365,963	1,553,218	1,408,708

年度	実質収支					H13実質 収支比率
	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	
市町村						
佐屋町	389,716	377,780	643,545	695,924	729,834	12.9%
立田村	110,785	90,635	212,541	274,209	275,654	12.0%
八開村	134,835	106,277	170,852	262,848	200,081	12.2%
佐織町	373,051	183,734	290,648	232,455	69,860	1.6%
西部4町村計	1,008,387	758,426	1,317,586	1,465,436	1,275,429	9.2%

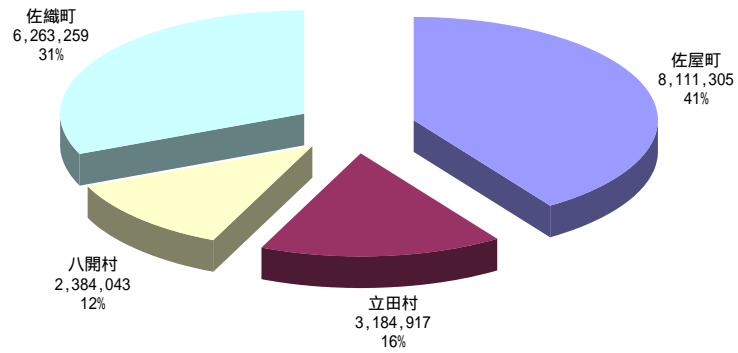
一般会計歳入決算（5年平均）



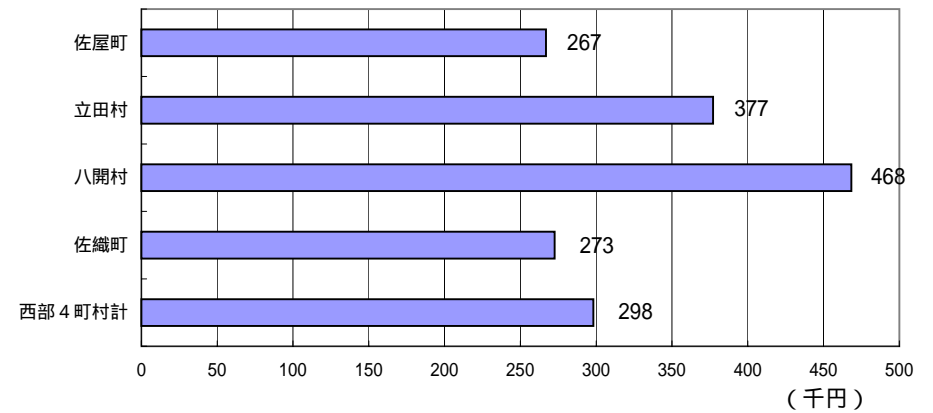
市町村別1人当り歳入決算（5年平均）



一般会計歳出決算（5年平均）



市町村別1人当り歳出決算（5年平均）

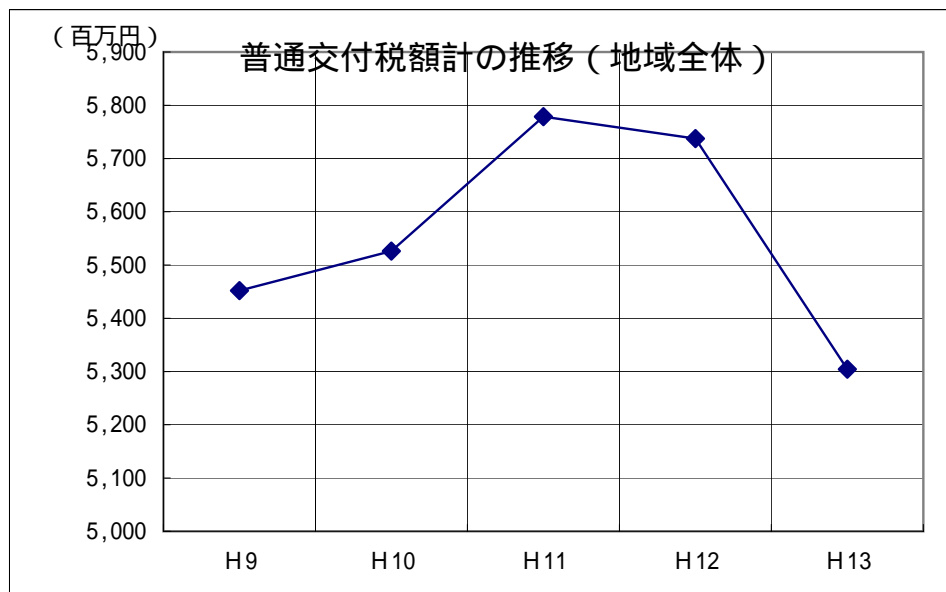
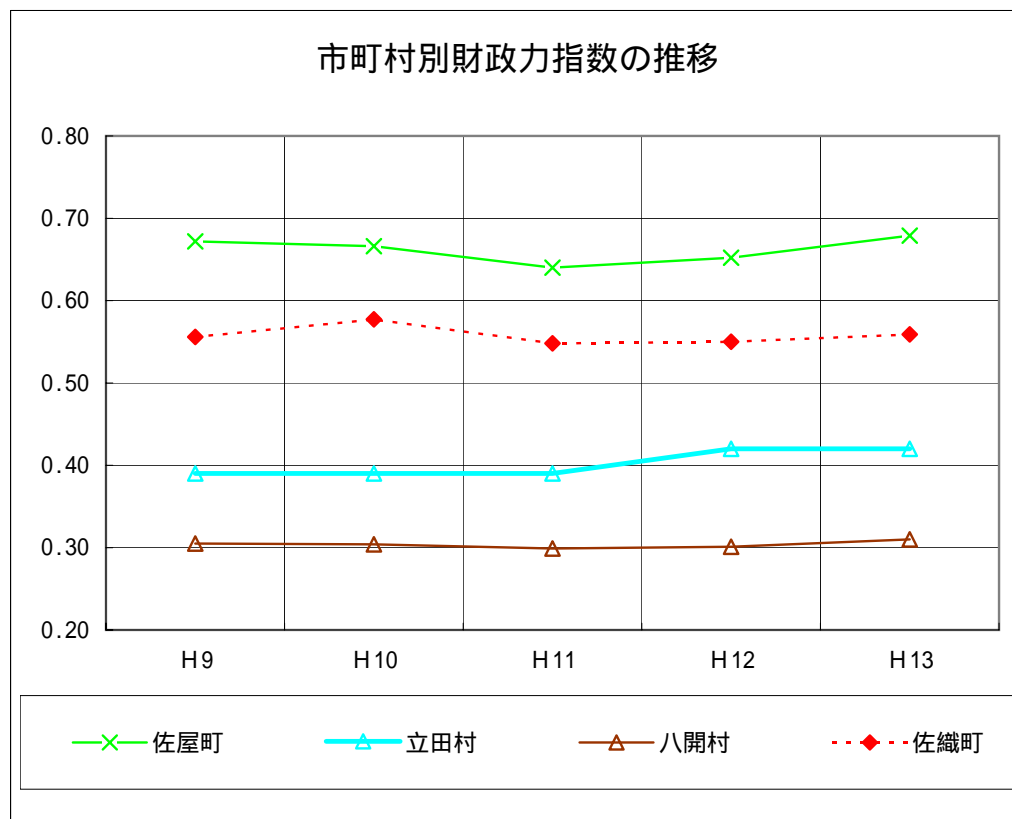


# イ 普通交付税の状況

(単位：千円，%)

年度 市町村	基準財政需要額					基準財政収入額					普通交付税				
	H9	H10	H11	H12	H13	H9	H10	H11	H12	H13	H9	H10	H11	H12	H13
佐屋町	4,549,220	4,712,221	4,766,921	4,817,144	4,664,374	3,056,230	3,140,388	3,050,583	3,140,476	3,165,903	1,488,904	1,568,857	1,713,837	1,676,668	1,495,016
立田村	2,096,595	2,141,491	2,120,254	2,124,635	2,039,740	814,589	836,206	816,770	827,669	850,038	1,280,123	1,303,933	1,302,372	1,296,966	1,188,191
八開村	1,564,893	1,577,427	1,557,509	1,566,784	1,505,867	476,655	480,167	465,403	469,527	468,662	1,086,833	1,096,200	1,091,289	1,097,257	1,036,059
佐織町	3,602,759	3,689,951	3,702,411	3,704,447	3,600,389	2,002,567	2,130,326	2,029,354	2,037,942	2,012,582	1,596,099	1,557,295	1,671,114	1,666,505	1,585,140
計	11,813,467	12,121,090	12,147,095	12,213,010	11,810,370	6,350,041	6,587,087	6,362,110	6,475,614	6,497,185	5,451,959	5,526,285	5,778,612	5,737,396	5,304,406

年度 市町村	財政力指数					H13年度 歳入決算	H13年度 歳入に占 める割合
	H9	H10	H11	H12	H13		
佐屋町	0.67	0.67	0.64	0.65	0.68	8,908,062	16.8%
立田村	0.39	0.39	0.39	0.42	0.42	3,379,194	35.2%
八開村	0.31	0.30	0.30	0.30	0.31	2,713,756	38.2%
佐織町	0.56	0.58	0.55	0.55	0.56	5,923,313	26.8%
計	0.54	0.54	0.52	0.53	0.55	20,924,325	25.4%

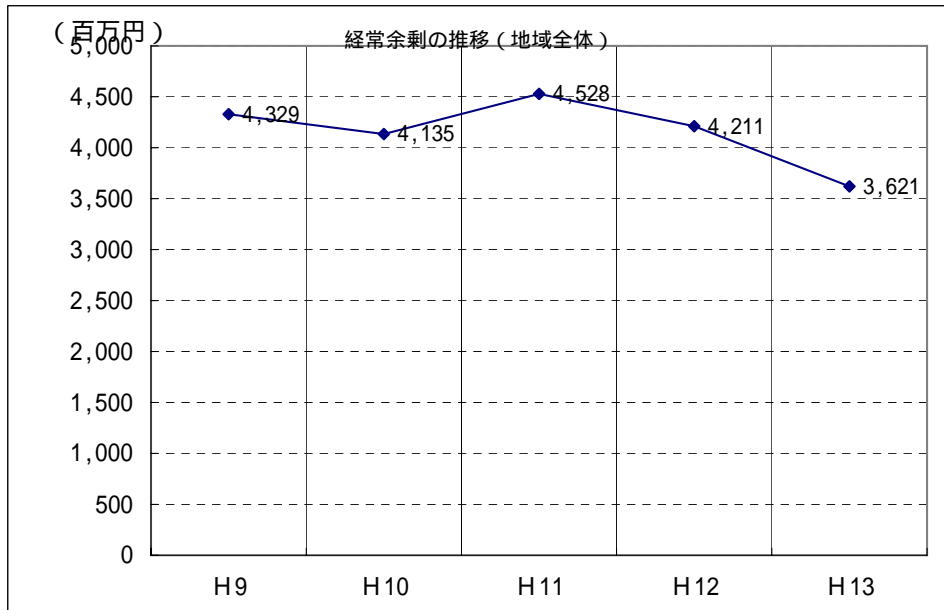
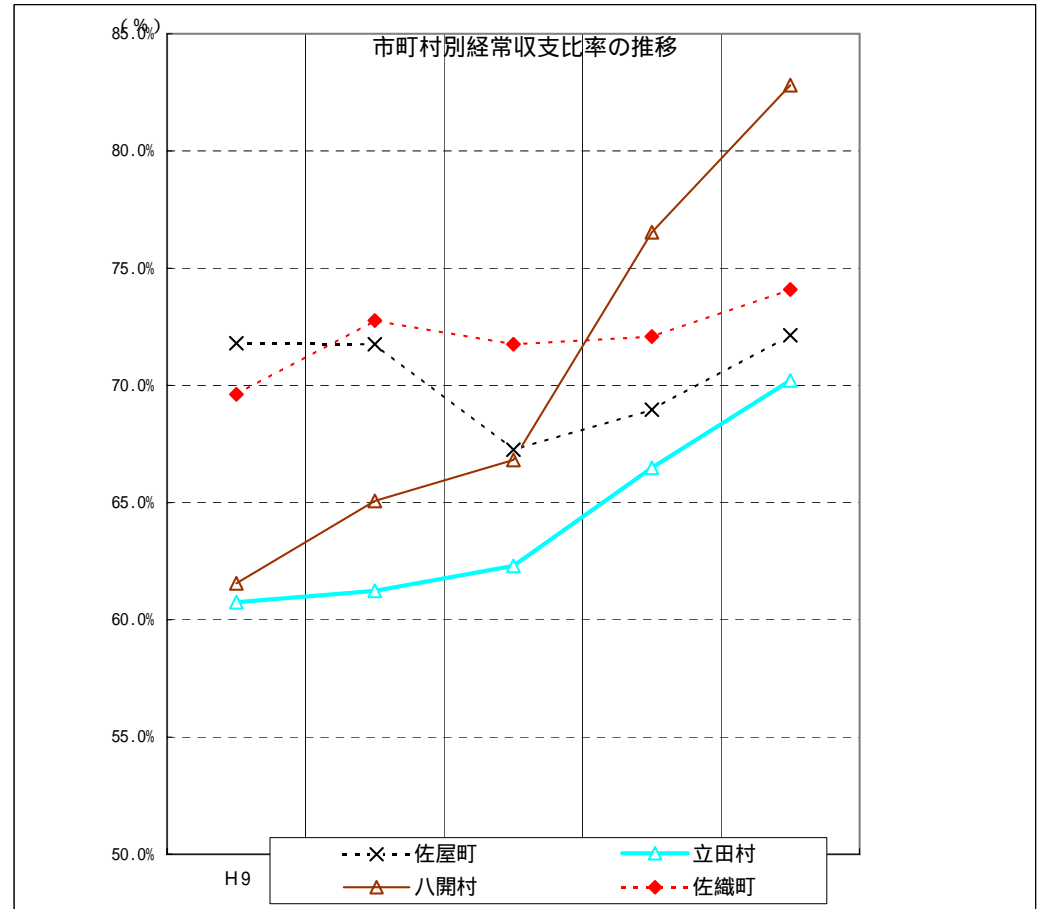


ウ 経常収支等

(単位：千円,%)

項目 年度	経常一般財源						経常経費充当一般財源						経常収支比率				
	H9	H10	H11	H12	H13	5年平均	H9	H10	H11	H12	H13	5年平均	H9	H10	H11	H12	H13
市町村																	
佐屋町	5,359,110	5,385,830	5,692,446	5,803,428	5,626,326	5,573,428	3,847,700	3,864,706	3,828,686	4,002,142	4,058,585	3,920,364	71.8%	71.8%	67.3%	69.0%	72.1%
立田村	2,305,829	2,321,266	2,346,519	2,396,596	2,271,227	2,328,287	1,400,870	1,421,458	1,461,919	1,593,340	1,594,723	1,494,462	60.8%	61.2%	62.3%	66.5%	70.2%
八開村	1,671,997	1,680,571	1,697,851	1,699,494	1,635,424	1,677,067	1,029,189	1,093,653	1,134,542	1,300,726	1,354,326	1,182,487	61.6%	65.1%	66.8%	76.5%	82.8%
佐織町	4,179,780	4,139,261	4,307,078	4,325,302	4,229,518	4,236,188	2,910,078	3,011,969	3,090,508	3,117,843	3,133,748	3,052,829	69.6%	72.8%	71.8%	72.1%	74.1%
計	13,516,716	13,526,928	14,043,894	14,224,820	13,762,495	13,814,971	9,187,837	9,391,786	9,515,655	10,014,051	10,141,382	9,650,142	68.0%	69.4%	67.8%	70.4%	73.7%

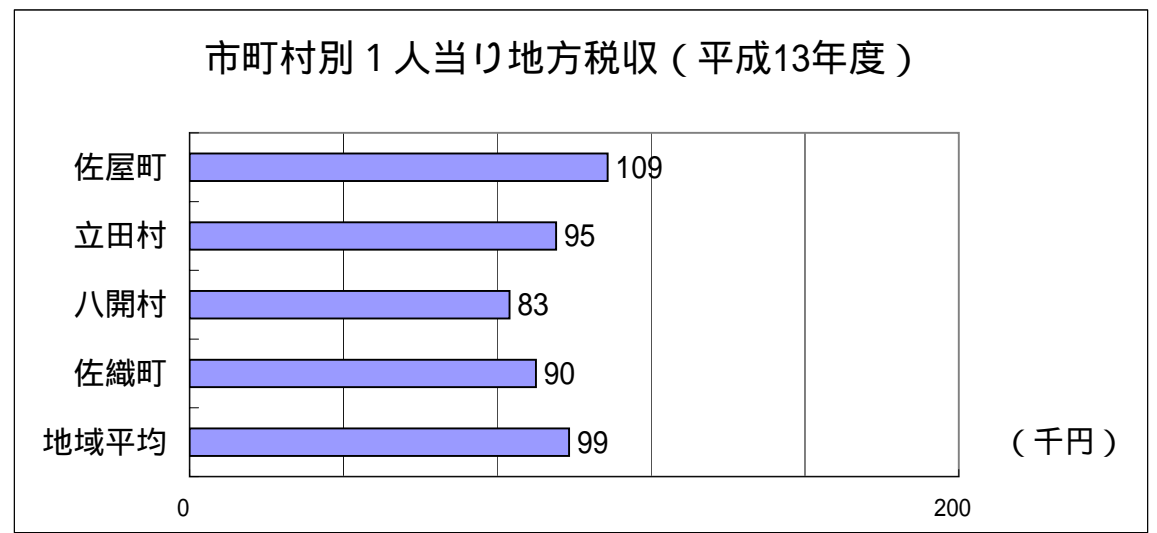
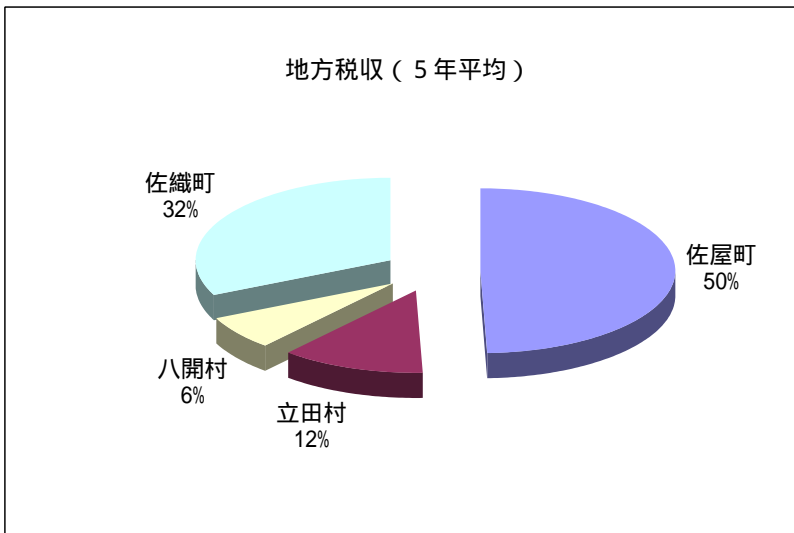
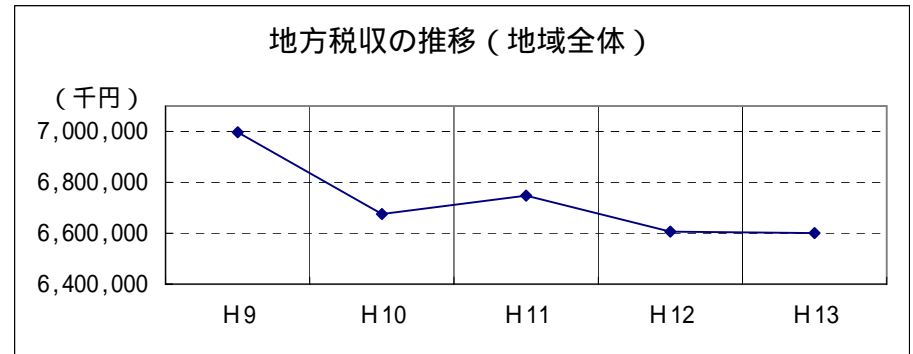
項目 年度	経常余剰					
	H9	H10	H11	H12	H13	5年平均
市町村						
佐屋町	1,511,410	1,521,124	1,863,760	1,801,286	1,567,741	1,653,064
立田村	904,959	899,808	884,600	803,256	676,504	833,825
八開村	642,808	586,918	563,309	398,768	281,098	494,580
佐織町	1,269,702	1,127,292	1,216,570	1,207,459	1,095,770	1,183,359
計	4,328,879	4,135,142	4,528,239	4,210,769	3,621,113	4,164,828



工地方税収の状況

(単位：千円，%)

年度 市町村	H9	H10	H11	H12	H13	平均	伸び率 H9-H13	H13年度普 通会計歳入 に占める割
佐屋町	3,437,727	3,263,114	3,327,839	3,304,972	3,303,033	3,327,337	-3.9%	37.1%
立田村	830,671	796,322	802,263	816,308	804,964	810,106	-3.1%	23.8%
八開村	456,776	434,818	450,219	420,415	423,494	437,144	-7.3%	15.6%
佐織町	2,271,759	2,181,379	2,167,577	2,064,365	2,068,968	2,150,810	-8.9%	34.9%
計	6,996,933	6,675,633	6,747,898	6,606,060	6,600,459	6,725,397	-5.7%	31.5%

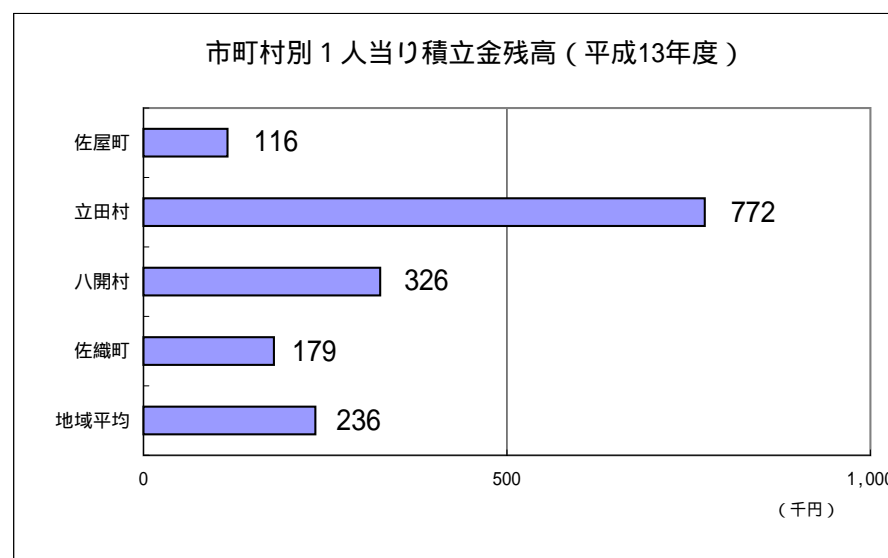
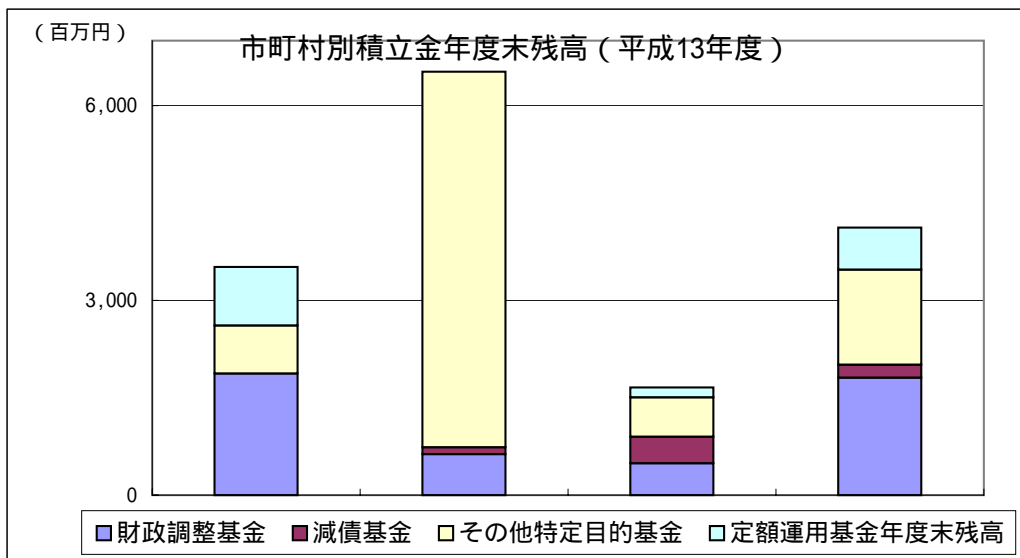


才積立金の状況

(単位：千円)

項目	積立金年度末残高															
						うち財政調整基金年度末残高					うち減債基金年度末残高					
	年度	H9	H10	H11	H12	H13	H9	H10	H11	H12	H13	H9	H10	H11	H12	H13
市町村																
佐屋町	3,094,946	2,982,743	3,208,708	3,281,678	3,515,268	1,331,205	1,339,029	1,343,687	1,588,641	1,872,645	35,158	0	0	0	0	
立田村	6,341,102	6,354,474	6,635,256	6,642,766	6,521,939	617,999	622,287	626,193	628,728	631,476	109,212	103,134	103,904	104,451	104,960	
八開村	2,716,623	2,856,718	2,814,954	2,195,645	1,657,889	651,324	596,049	640,300	463,220	491,600	477,139	557,699	550,130	469,903	408,453	
佐織町	4,233,672	4,273,874	4,251,081	4,107,866	4,121,821	1,979,380	1,990,745	1,804,129	1,803,172	1,808,378	193,762	195,799	197,405	198,587	199,574	
計	16,386,343	16,467,809	16,909,999	16,227,955	15,816,917	4,579,908	4,548,110	4,414,309	4,483,761	4,804,099	815,271	856,632	851,439	772,941	712,987	

項目	積立金年度末残高										人口1人当りの積立金残高(H13)	
	うち特定目的基金年度末残高					定額運用基金年度末残高						
	年度	H9	H10	H11	H12	H13	H9	H10	H11	H12		H13
市町村												
佐屋町	829,748	742,603	962,795	790,022	738,923	898,835	901,111	902,226	903,015	903,700	116	
立田村	5,613,891	5,629,053	5,905,159	5,909,587	5,785,503	0	0	0	0	0	772	
八開村	1,529,373	1,643,890	1,565,164	1,238,204	605,712	58,787	59,080	59,360	24,318	152,124	326	
佐織町	1,434,782	1,457,980	1,613,509	1,463,087	1,463,738	625,748	629,350	636,038	643,020	650,131	179	
計	9,407,794	9,473,526	10,046,627	9,400,900	8,593,876	1,583,370	1,589,541	1,597,624	1,570,353	1,705,955	236	

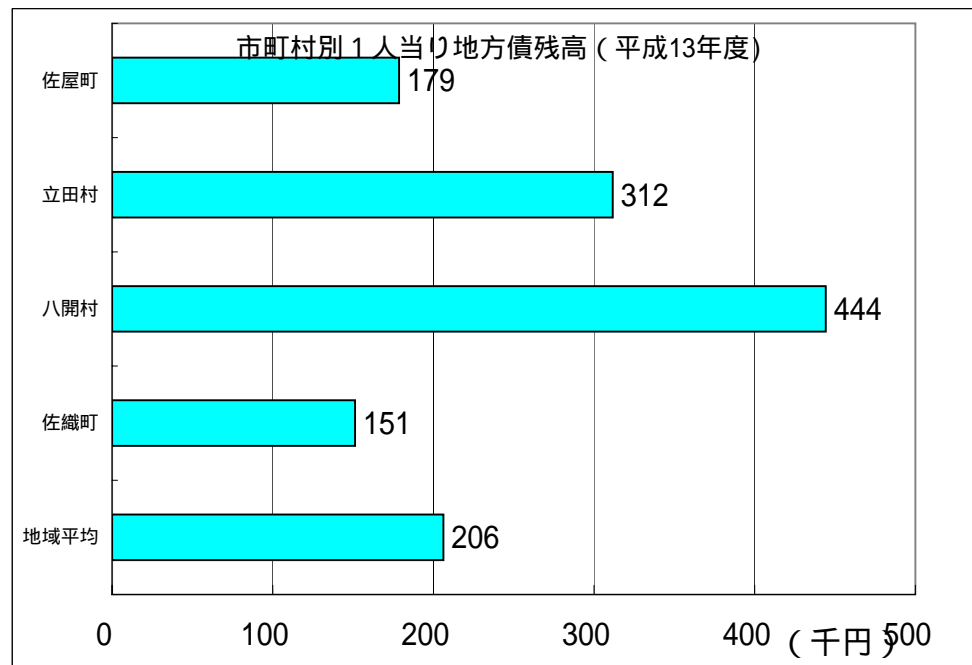
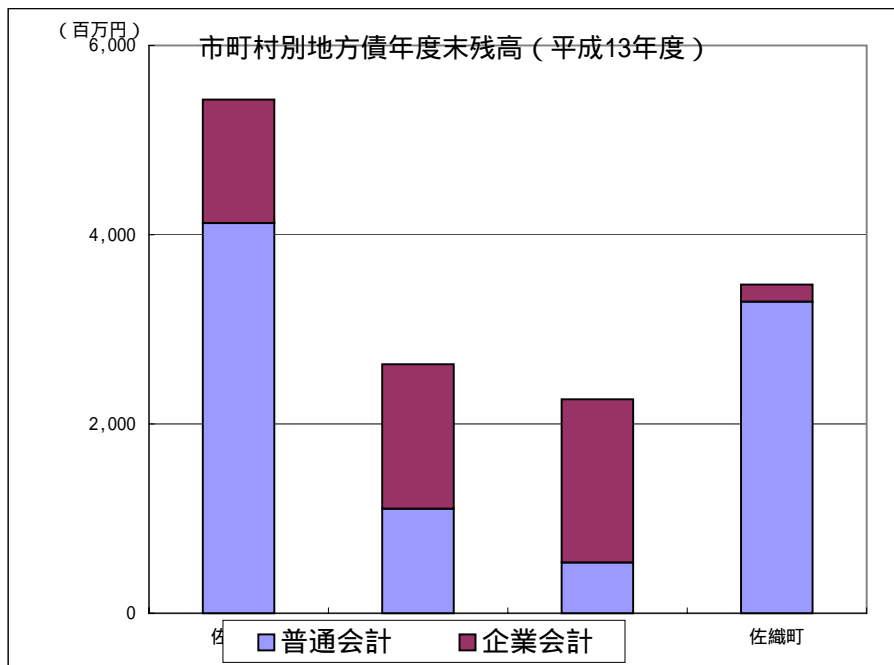


カ地方債の状況

(単位：千円，%)

項目	地方債年度末残高															人口1人 当りの地 方債残高 (H13)	
	年度	うち 普通会計分					うち 企業会計分					H9	H10	H11	H12		H13
		H9	H10	H11	H12	H13	H9	H10	H11	H12	H13						
市町村																	
佐屋町	4,365,355	4,532,131	4,810,294	5,059,956	5,427,605	3,248,286	3,414,928	3,543,245	3,713,712	4,122,967	1,117,069	1,117,203	1,267,049	1,346,244	1,304,638	179	
立田村	1,130,143	1,486,125	1,779,330	2,170,921	2,631,803	577,943	595,396	569,495	795,236	1,104,627	552,200	890,729	1,209,835	1,375,685	1,527,176	312	
八開村	1,181,865	1,345,183	1,674,655	2,009,722	2,261,049	626,268	600,018	550,569	567,673	535,240	555,597	745,165	1,124,086	1,442,049	1,725,809	444	
佐織町	3,843,812	3,867,458	3,681,122	3,443,905	3,473,600	3,723,036	3,764,253	3,594,085	3,374,108	3,292,199	120,776	103,205	87,037	69,797	181,401	151	
計	10,521,175	11,230,897	11,945,401	12,684,504	13,794,057	8,175,533	8,374,595	8,257,394	8,450,729	9,055,033	2,345,642	2,856,302	3,688,007	4,233,775	4,739,024	206	

・一部事務組合分を除く。



## 産業

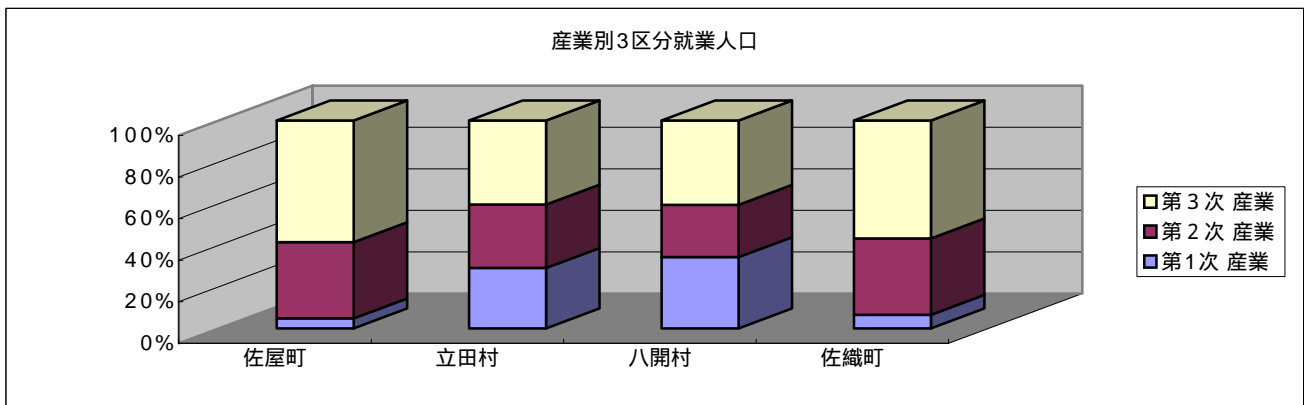
### 産業別3区分就業人口

区域内の労働人口は約36千人、就業者数は約35千人である。産業別人口割合は、第1次産業11.1%、第2次産業34.8%、第3次産業53.9%で、第3次産業の比率が高い。

団体名	15歳以上人口 (人)	労働力人口 (人)	就業者 (人)	産業別労働人口(人)			産業別労働人口割合(%)		
				第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
佐屋町	25,236	16,317	15,639	753	5,728	9,154	4.8	36.6	58.5
立田村	7,028	4,990	4,868	1,408	1,477	1,960	28.9	30.3	40.3
八開村	4,288	2,898	2,833	963	706	1,139	34.0	24.9	40.2
佐織町	19,091	12,209	11,613	761	4,264	6,585	6.6	36.7	56.7
合計	55,643	36,414	34,953	3,885	12,175	18,838	11.1	34.8	53.9

資料：総務省「平成12年国勢調査」

注) 就業者には「分類不能の産業」を含む。産業別労働人口割合は就業者に対する割合。



### 産業別3区分生産額等

区域内の産業別生産額等においては、農業の粗生産額が1,103千万円で県内第7位となる。

団体名	農業 粗生産額 (千万円)	製造業 出荷額等 (千万円)	小売業 年間販売額 (千万円)
佐屋町	209	4,051	1,864
立田村	545	841	96
八開村	248	161	147
佐織町	101	2,536	1,600
合計	1,103	7,589	3,707

資料：農林水産省、県統計課それぞれの統計資料による(平成12年)

## 面積

### 地目別土地利用面積

区域内の面積は6,663haで、内、半分ほどが農用地である。

団体名	行政面積 (ha)	宅地		農用地		道路・河川等	
		(ha)	%	(ha)	%	(ha)	%
佐屋町	1,865	456	24.4	925	49.6	484	26.0
立田村	2,467	193	7.8	1,140	46.2	1,134	46.0
八開村	1,219	139	11.4	656	53.8	424	34.8
佐織町	1,112	278	25.0	549	49.4	285	25.6
合計	6,663	1,066	16.0	3,270	49.1	2,327	34.9

時点) 農用地は、平成12年8月1日現在、宅地は、平成12年1月1日現在

### 都市計画面積

平成12年10月1日現在

	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	合計
都市計画区域(ha)	1,865	2,467	1,219	1,112	6,663
市街化区域(ha)	158			157	315
市街化調整区域(ha)	1,707	2,467	1,219	955	6,348

資料：愛知県「土地に関する統計年報」

## 都市基盤

### 道路の状況

区域内の道路実延長は 993kmである。自動車で行った場合の町村庁舎間距離は、最も長い佐屋町・八開村で約11kmあり、23分を要する。

団体名	実延長 (km)	道路種別					舗装済 延長 (km)	舗装率 (%)
		高速自動車 (km)	一般国道 (km)	主要地方道 (km)	一般県道 (km)	市町村道 (km)		
佐屋町	367	3	8	4	16	337	307	83.7
立田村	247			1	10	236	206	83.4
八開村	174			4	6	164	169	97.1
佐織町	205		1	4	11	189	184	89.8
合計	993	3	9	13	43	926	866	87.2

資料：愛知県「愛知県統計年鑑(平成13年度刊)」

### 公園整備の状況

区域内の都市公園は 3か所、一人当たりの面積は 3.08㎡となる。

平成14年3月31日現在

	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	合計
設置数	1	(2)	1	2	4(2)
面積(ha)	3.10	13.08	3.88	0.47	20.53
1人当たり面積(㎡)	1.04	15.71	7.74	0.21	3.08

資料：愛知県「土地に関する統計年報」

# 上下水道

## 上水道使用料

区域内の水道の状況は、佐屋町と立田村が海部南部水道企業団の給水区域内であり八開村と佐織町は、それぞれに単独の給水区域となっている。

また、料金体系も口径別と用途別とに分かれ、佐織町が最も安い状況となっている。

平成15年4月現在

団体名	料金体系		基本料金 (円)	使用料金 (円)		
				10m <sup>3</sup> 使用時	20m <sup>3</sup> 使用時	30m <sup>3</sup> 使用時
佐屋町	口径別	13mm	880	1,764	3,339	5,544
		20mm	2,400	3,360	4,935	7,140
立田村	口径別	13mm	880	1,764	3,339	5,544
		20mm	2,400	3,360	4,935	7,140
八開村	用途別	一般用	3,300	3,465	3,465	5,195
佐織町	用途別	一般用	860	900	1,950	3,210

注) 1ヶ月当たり料金(基本料金には消費税は含まず、使用料金は基本料金に超過料金等を加算し、消費税を含むものとする。)

## 下水道等の整備状況

区域内の下水道等の整備の状況は、立田村、八開村は農業集落排水事業で全域を整備する計画となっている。佐屋町、佐織町は、流域下水道により全域が整備される計画にある。

平成15年4月現在の供用開始地区

事業名	佐屋町	立田村	八開村	佐織町
農業集落排水事業	西保クリーンセンター	山路地区	鵜多須地区	/
	本部田・東條クリーンセンター	福原地区	赤目地区	
	佐屋中央クリーンセンター	西鵜戸地区	東川地区	
			八開中部地区	
			二子地区	
コミュニティプラント	整備・計画	/	/	東八幡団地 西八幡団地 諸桑団地
日光川下流流域下水道事業	計画	/	/	計画